

園内でコロナ陽性者が出了した場合の待機基準(R04.8.17~)

乳児組⇒はな・ほし・つき組（マスク未着用クラス）

⇒クラス内で陽性者が出了した場合、同クラスの対象児は、陽性者の発症日を 0 日として 5 日間待機。6 日目から無症状であれば登園可。

幼児組⇒にじ・うみ・そら組（マスク着用クラス）

⇒クラス内で陽性者が出了した場合、同クラスの対象児は、陽性者の発症日を 0 日として 3 日間待機。4 日目から無症状であれば登園可。

【注意事項(※印) および 必須要件(★印)】

※最終接触日から 2 日前までさかのぼって出席していた園児が対象者となる。

※弟妹の乳児組で陽性者が出て、幼児組の兄姉も待機の場合も、兄姉は上記幼児組の基準にあてはめて要件を満たせば登園可。弟妹は、乳児組の基準通り。(幼児組はマスクを着用しているため。)ただし、妹弟待機期間中は、合同保育の時間を避け 8：30～16：30 登降園の協力を要請する。

※抗原検査実施を状況によりお願いする場合がある。

★待定期間中、午前と午後の 2 回検温し記録すること。

(乳児組は連絡ノートに記入。幼児組は体温表を 2 段に分けて記入。)

★何らか症状が出て病院を受診した場合は、必ず園に電話すること。(陰性でも)

こちらは、園内で陽性者が発生した場合の他児に対する園からの待機要請基準です。

ご家庭内で陽性者が出了した場合の待機期間は保健所から必ず連絡があるので、そちらに従ってください。